

新型コロナウイルス感染症対応について（第9報）

町民の皆様へのお願い

引き続きご協力をお願いします。

- ・5月31日までの間、不要不急の県をまたいでの移動は避けてください。
- ・6月18日までの間、一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。
- ・3密を避け、国の専門家会議が提唱する「新しい生活様式」を実践しましょう。

町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止のためのご協力をいただきまして感謝申し上げます。

政府は5月25日、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を解除しました。

しかしながら、政府は、国民に対して、5月31日まで不要不急の県をまたいでの移動は避けられること、6月18日までは一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重にするよう求めています。

町民の皆様には、引き続き、政府・新潟県の求める自粛と、3密を避け、外出時にはマスクを着用するなど、「新しい生活様式」を実践して感染予防に努めていただきますようご協力をお願いいたします。

町独自でお願いをしてまいりました宿泊施設、飲食店及び小売店への営業自粛のお願いにつきましては、終了いたします。事業者の皆様には、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを実践するなど、感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、町内の施設につきましては、安全対策の準備が整い次第、順次、再開してまいります。

また、湯沢町では、5月25日㈪、緊急事態宣言が解除されたことを受け、5月26日㈫、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置した「湯沢町新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止し、同日付で「湯沢町新型コロナウイルス感染症警戒本部」を任意で設置しました。今後も新潟県の対策本部及び地方本部等と連携した感染防止策等を講じができる体制を維持してまいります。何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月26日

（湯沢町新型コロナウイルス感染症警戒本部 本部長） 湯沢町長

田村正幸

役場に来庁される皆様へのお願い

湯沢町役場では、庁舎内における新型コロナウイルスの感染防止を図るため、当分の間、次のとおり対策を講じることとしておりますので、来庁される皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 発熱、せき・けん怠感など体調が悪い方は、立ち入りをご遠慮くださるようお願いします。
(電話でご相談ください。湯沢町役場 ☎ 025-784-3451)
2. 来庁される際には、できる限りマスクを着用し、せきエチケットの徹底にご協力をお願いします。
3. 入口に消毒液をご用意しておりますので、手指の消毒をお願いします。

主な公共施設の再開について

緊急事態宣言が解除されたため、下記のとおり、施設の利用を順次、再開します。

ご協力いただきありがとうございました。

施設名	再開期日
健康増進施設（プール、浴場）	6月1日（月）から
湯沢カルチャーセンター	※5月27日（水）から ※一部施設は、利用に制限があります。
湯沢中央公園	5月27日（水）から
湯沢町公民館	6月1日（月）から
共同浴場 「駒子の湯」「山の湯」「岩の湯」 「街道の湯」「※宿場の湯」	5月29日（金）から通常営業 ※宿場の湯は、利用に制限があります。

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮のお願い

新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ、心ない言動やインターネット・SNS上における誹謗中傷等が行われないよう人権に配慮した冷静な行動をとっていただくようお願いします。

■新型コロナウイルス感染症に関連する相談窓口

湯沢町役場：平日（8時30分～17時15分）

- 事業者の支援等に関すること ☎ 025-784-4850（観光商工課）
- 町税（納税相談）に関すること ☎ 025-784-3452（税務課）
- 高齢者および生活困窮者の生活不安に関すること ☎ 025-784-4560（福祉介護課）
- 健康不安に関すること（感染症に関しては、南魚沼保健所等へご相談ください。） ☎ 025-784-3149（保健センター）
- どこに相談したらよいか迷った方の問い合わせ先 ☎ 025-784-3451（総務管理課）